

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本曹達株式会社			コード	4041				
提出日	2025/5/27	異動（予定）日		2025/6/27					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	渡瀬有子	社外取締役	○													○	有
2	明賀孝仁	社外取締役	○													○	有
3	坂井辰史	社外取締役	○							△							有
4	脇 陽子	社外取締役	○													○	有
5	吉田波也人	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		渡瀬有子氏は、公認会計士として会計監査にて携わられ、専門的な知識と国際経験を積まれてきました。また、前職においては国内のみならずクロスボーダーM&A関連業務や事業ポートフォリオ戦略にも長年に亘って携わっており、これらの経験を活かし、当社のガバナンス、健全な成長・発展に引き続き貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。
2		明賀孝仁氏は、前職においては鉄鋼業界・普通鋼電炉業界に長年携わられ、幅広い経験や技術的な知識を積まれてきました。また、会社を牽引する経営者として業務執行全般に対する監督を適切に果たされており、これらの経験を活かし、当社の中核技術の高度化と新たな価値・ソリューション創出に引き続き貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。当社の「独立社外取締役の独立性基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般の株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。
3	坂井辰史氏は、2022年1月まで、当社の主要な取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループのCEOとしてグループを率いておりました。なお、当社は同グループから資金の借入を行っておりますが、当社の借入金に占める同行からの2025年3月末における借入比率は28%程度です。	坂井辰史氏は、経営企画、投資銀行業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、金融業務全般を熟知しております。また、グループCEO等を歴任し経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見に基づく有益な助言と、業務執行から独立した視点での利益相反等の経営の監督とチェック機能に引き続き貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループのCEOとしてグループを率いておりましたが、退任後3年経過しており、同行の影響を受ける立場にありません。現在、みずほフィナンシャルグループの特別顧問として従事しておりますが、トップマネジメントとして培った知見等を活かした経済団体活動・社会貢献活動に従事しておりますが、みずほフィナンシャルグループの経営に関与しております。当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般的の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。独立役員に指定いたしました。
4		脇陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、他社の社外取締役としての経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問関係にない弁護士であり、その独立性は十分確保されていると考えており、一般的の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。独立役員に指定いたしました。
5		吉田波也人氏は、公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、国際経験も含めた幅広い見識を有しております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、これらの経験と知識を当社の経営に対する監査等に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。